

○事前協議及び開発許可等の手続きフロー

R5.2改正
R7.4改正
R8.4改正

<p>【事前協議】 (各務原市開発事業指導要綱)</p> <p>標準期間:約1.5～2.5ヶ月</p> <p>対象:開発区域面積1000㎡以上 または 16戸以上の集合住宅等</p> <p>押印及び手数料:不要</p>	<p>約1～2週間 { <input type="checkbox"/>下打合せ <input type="checkbox"/>事前協議申請書 提出 (開発指導係確認用) …4部 3000㎡未満:随時受付(他案件との兼合いで以後の日程調整をする場合あり) 3000㎡以上:予定表のとおり(例年、偶数月の中旬頃)</p> <p>約1週間 { ↓(係内事前書類審査) <input type="checkbox"/>訂正指示(確認事項含む) …申請書控えを持参し来庁 ↓(申請者の訂正期間)</p> <p>約2～3週間 { <input type="checkbox"/>本提出 …1部+PDFデータ※ ※メール(CD-R等の記録媒体も可)にて1ファイルにまとめて提出 課代表メールアドレス tkeikaku01@city.kakamigahara.gifu.jp</p> <p>約1～2週間 { <input type="checkbox"/>開発事前検討会 <input type="checkbox"/>各務原市開発審査委員会 …3000㎡以上のみ(例年、奇数月の下旬頃に定期開催)</p> <p>参考)約1～3週間 { <input type="checkbox"/>要請書 決裁・交付 …申請書控えを持参し来庁 ↓(申請者の回答書作成及び要請事項等反映期間) …要請事項(要請書+各課意見)に対し、関係各課等と協議のうえ、回答書(任意様式)を作成し、開発許可等申請(法29条または規則60条)に添付。 (開発許可等不要の場合は速やかに提出)</p>
<p>【開発許可等】 (各務原市宅地開発指導要領)</p> <p>標準期間:約1～1.5ヶ月</p> <p>手数料:申請時に納付書を交付するため、原則15時まで市金庫に納付</p>	<p>約2週間 { <input type="checkbox"/>開発許可等申請 …法第29条、規則第60条 等(法第43条:【43条手続きフロー・工事写真例】参照) ↓(書類審査) <input type="checkbox"/>訂正指示(確認事項含む) …FAX送付</p> <p>参考)約1～2週間 { ↓(申請者の訂正期間)</p> <p>約1週間 { <input type="checkbox"/>開発許可書等 決裁・交付</p>

※申請内容や申請の混み具合により期間が前後する場合があります。

※開発区域面積1ha以上の場合は、事前協議の本提出までに【土地利用連絡会議】を完了させておいてください。(担当:都市計画課 計画係 (電話 058-383-1983))

各務原市 都市計画課 開発指導係 (電話 058-383-7245)